

氏名(本籍)	鹿島 蘭 (東京都)
学位の種類	博士(芸術学)
学位記番号	博甲第1,430号
学位授与年月日	平成7年3月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	芸術学研究科
学位論文題目	弘法大師伝絵巻 —行状図画及び秘密縁起の成立周辺—
主査	筑波大学教授 芸術学博士 真保 亨
副査	筑波大学教授 角井 博
副査	筑波大学教授 文学博士 相馬 隆
副査	筑波大学教授 西野 元

## 論 文 の 要 旨

本論文は、鎌倉時代に盛行した高僧伝絵巻のうち、いままで総合的な研究の行われていなかった弘法大師伝絵巻を取りあげて、主要な伝本である行状図画と秘密縁起の周辺にしぼって、関係諸本を精査した上でその成立の前後関係を比較検討し、弘法大師伝絵巻の成立と展開の様相を明らかにせんとしたものである。

全体を以下のような序論と各系統別諸本の研究等からなる八章に分けて述べ、結論で締め括っている。即ち、序論 弘法大師伝について、第一章 弘法大師伝の成立、第二章 久松家本系統諸本とフリーア美術館本、第三章 高祖大師秘密縁起、第四章 高野大師行状図画六卷本、第五章 三大寺本系高野大師行状絵、第六章 高野大師行状図画十卷本、第七章 白鶴美術館本は旧惣持院元応本か、第八章 弘法大師伝絵巻と高僧伝絵巻。

先ず序章では、五節に分けて、第一節で本研究の意義と目的を述べ、第二節で先行研究の概要を諸本を例示しながら述べその問題点を指摘している。続いて第三節以下で、鎌倉時代に入って盛んに制作された祖師高僧伝絵巻における弘法大師伝絵巻成立の背景や、制作の意図等を概観している。

第一章弘法大師伝の成立では、三節に分けて、第一節で御遺告から絵詞の成立までを依拠した出典をあげ、第二節でそれに当てて調べた結果を述べ、第三節で結論として、絵詞の成り立ちや出典の違いによる絵詞の異同等を指摘し諸本の前後関係にも触れている。

第二章久松家本系統諸本とフリーア美術館本では、四節に分けて、第一節でこの制作の古くかつ内容に古体を遺す零本二種の成立に関わる問題点を述べ、第二節で久松家本系統諸本について検討し、

六巻本に包含される絵巻つまり六巻本の別種と判断している。第三節でフリーア美術館本については、六巻本に近似してはいるが、僅か四段あまりの残欠本であり、系統や成立等を推定することは困難であるとし、第四節で以上を総括している。

第三章高祖大師秘密縁起では、五節に分けて、第一節でこの系統の抱える問題点を明らかにした上、第二節で高祖大師秘密縁起の内容構成を安楽寿院本を用いて詳述し、十巻本の詞書との異同、並びに絵の比較を行い、第三節では、残欠本ながら秘密縁起の古本である池田家本と既に失われた王子の金輪寺本を模本によって比較しその一致点を指摘している。第四節では、西新井大師絵持寺本をとりあげ諸本との比較を行っている。第五節のまとめでは、秘密縁起が十巻本から適宜に取捨選択を行い構成した上、新たな段を追加して作成されたことを推定し、弘法大師伝絵巻が六巻本から十巻本、さらに秘密縁起へと展開するという新説を提唱している。

第四章高野大師行状図画六巻本では、四節に分けて、第一節では従来の研究と問題点を述べ、第二節で地蔵院本と東京国立博物館蔵の狩野養信模本の精細な比較を行っている。第三節では堂本家別本の紹介を行い、最後に第四節でまとめとして、制作時期や十巻本との関係ならびに地蔵院本が原本でないこと等既に明らかになっているので、ここでは、唯一の伝本である地蔵院本と、養信模本との綿密な比較を行うに止めたと述べている。

第五章三大寺本系高野大師行状絵では、五節に分けて、第一節では三大寺本系の伝来とこれが十巻本系統四種のうち第一種に位置付けられることを述べている。第二節では、残欠となって散逸した当初全十巻の三大寺本系を追跡調査しその復原を行い、ほぼその全貌を明らかにしている。第三節では、十巻本における三大寺本系の位置にふれて、三大寺本系が弘法大師伝絵巻のなかの十巻本系統高野大師行状図画に属することを確認した上で、第四節で十巻本系統のうち元応元年（一三一九）の奥書を有する白鶴美術館本と三大寺本系を綿密に比較して、その成立年代の前後関係等を検討し、両本ともに詞書を書写する際に生じた誤謬等から、これらに先行して十巻本の祖本があったことを提唱している。第五節では、まとめとして、既に亡失したと思われる十巻本の祖本を、かなり忠実に写し伝えた系統の一本が白鶴美術館本であり、かなり転写に際し改変されて伝わったものが三大寺本系高野大師行状絵であると考察し、制作年代については、絵巻の標題および詞書の構成から十巻本成立以降、画風からおよそ南北朝頃十四世紀後半永徳年頃を下限にその成立を推定している。

第六章高野大師行状図画十巻本では、七節に分けて、第一節のはじめに類本中最も多く流布した十巻本研究の目的を述べ、第二節で十巻本の定義と分類を行い、白鶴美術館本を基本にして、詞書及び図様の比較をした結果、十巻本を次の四種類に分類している。それは、（第一種本）三大寺本系、（第二種本）地蔵院本（六巻本）から白鶴美術館本へ至る系統、（第三種本）スペンサー本から延暦寺本そして宝集寺本へ至る系統、（第四種本）金剛福寺・久保家本から大蔵寺本へ至る系統である。第三節では、第一種本の三大寺本系について、第四節では、第二種本の地蔵院本（六巻本）から白鶴美術館本へ至る系統について、第五節では、第三種本スペンサー本から延暦寺本そして宝集寺本へ至る系統について、第六節では、四種本の金剛福寺・久保家本から大蔵寺本へ至る系統について、それぞれ内容・制作時期とその展開を明らかにしている。第7節は、まとめとして、初めて複雑な十巻本の系

統別分類を行い、独自の四種の分類の成ったことを述べている。

第七章白鶴美術館本は旧惣持院元應本か、では五節に分けて、第一節では白鶴美術館本の問題点を取り上げ、第二節で巻頭目録に記される白鶴美術館本の詞書執筆者について、その伝記や筆跡を調べ妥当であるかを検討している。第三節では、白鶴美術館本の構図と画風について述べている。第四節では、白鶴美術館本の成立年代に関して、元応元年（一三一九）前後の年紀を有する基準的絵巻との画風の比較を行い、その頃の作とみることを否定できないと述べている。第五節は、まとめとして、詞書の筆跡の判定は難しいが、同時代他絵巻との画風の比較からほぼ元応元年転写になる作と推定している。

第八章弘法大師伝絵巻と高僧伝絵巻では、五節に分けて、第一節で弘法大師伝絵巻の系統別展開にふれ、絵巻諸本における各段の有無を一覧表で示している。第二節では、高僧伝絵巻の展開についてふれ、現存する高僧伝絵巻の成立時期と高僧の没年との関係を表記している。第三節では、文献に残された高僧伝絵巻を記載文献とその日付けをあげ、その一覧表を作成している。第四節では、高僧伝絵巻における弘法大師伝絵巻の位置とその影響について、説話を中心にその関係を探っている。第五節では、高僧伝絵巻研究における今後の課題として、本論文に洩れた弘法大師伝絵の伝本をあげ、また高僧伝絵巻全体の研究が不可欠であることを説いている。

最後に結論として、本論文の研究成果の概観と成果の総括を行っている。巻末に弘法大師伝絵巻作品年表、弘法大師伝絵巻作品一覧、参考文献目録等を載せている。

また、別冊としてⅠ詞書（主要絵巻の詞書全文翻刻）、Ⅱ図版（挿図1～102・諸本画面对比 誕生事～応天門額まで45段分）を付す。

## 審 査 の 要 旨

鎌倉時代以降に盛行した高僧伝絵巻については、法然、親鸞、一遍等の研究が比較的進展しているのに比し、弘法大師伝絵巻は未だ名品を中心とする個別的研究の範囲を出ていないのが現状といえる。本論文は、この点に着目して、主要な伝本を総合して調査研究を行ない、今まで不明であった弘法大師伝絵巻の成立と展開の様相を明らかにすべく試みたものである。

対象となる伝本は、高祖大師秘密縁起、高野大師行状図画六卷本、同十卷本を主とし、その他系統不明の零本を含んでいる。従来の研究では、高野大師行状図画における六卷本の増補が十卷本であることが、臆げながら解っていたが、高祖大師秘密縁起と高野大師行状図画の成立の前後関係、十卷本の異本として知られた三大寺本の系統、白鶴美術館本と元応本との関係、久松家本・井上家本の系統等未解決の問題が山積していたのである。

本論文はこれら諸問題の解明に挑み、諸本相互の綿密な比較検討によって、きわめて複雑な伝本の系統整理を行ない、次のような一応の成果を収めている。第一は久松家本系が異本ながら六卷本の系統に属すること、第二は三大寺本系が十卷本の一つであり、これを含めて十卷本が四種に分類されること、第三は白鶴美術館本が行方不明であった惣持院の元応本であること、第四は高野大師行状図画

が高祖大師秘密縁起に先行し、六巻本から十巻本そして秘密縁起へと発展する図式を明らかにしたことである。この成果によって、弘法大師伝絵巻研究は新たな段階を迎えることとなり、その寄与すること少なからぬものがある。また、著者が本論文執筆のために行った資料調査は、日本各地からはいか米国にまで及んでおり、この成果はかかる実物調査によって確かめた着実な研究とたゆみない努力の賜物であることを評価したい。しかし、巻末に著者自ら述べているように、総合的研究といっても未だ完全な域に達したものとはいえない。秘密縁起以降の弘法大師伝絵巻の集大成である東寺の十二巻本など更に今回洩れた作品を加えて、今後一層充実した研究を行なう必要がある。

以上のように、本論文は、従来の問題点を検討し、成果をあげたことは明らかであり、この分野に貢献する優れた論文として評価される。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。